

令和2年第3回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和2年3月9日 午後2時59分
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和2年3月9日 午後2時59分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和2年3月9日 午後3時40分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、永田秀喜、櫛木勇、

八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次、

佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

八尋雄二

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 8号 農地を改良する届出について

報告第 9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第 5号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 6号 非農地証明願いについて

農政

議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 8号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）
に関する意見照会について

○事務局：皆さん、こんにちは。3月定例会、まことにお疲れさまでございます。本日の定例会につきましては、時間を短縮させて進行を考えておりますので、通常であれば報告、議案等については、届出人や申請地の表示は全て読み上げて説明させていただくところですが、議案書をお配りしておりますので、その部分については割愛した上で、内容等、委員さんにおかれましては現地の確認をした状況等を説明していただいて、議案の審議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、議事録につきましては、都合上全て読み上がった内容で調整させていただこうと思っておりますので、その点もあわせて御了承をお願いいたします。

○議長：それでは、始めたいと思っております。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員につきましては、1番委員の真鍋委員さん、それから10番委員の萩尾さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従い審議をお願いいたします。お手元に配付しております資料に基づきまして、議案目録の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第8号、議案書のとおり届出が1件あります。1ページです。よろしくお願いいたします。

事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局：説明前に差しかえがございまして、議案の中で一部修正がございましたので、事前にお配りしているものが最終版となっておりますので、差しかえのほど、よろしくお願いいたしますと思っております。

農地改良につきまして、読み上げて説明させていただきます。

届出者、番号1番。届出者、千葉県市川市□□、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、田832平米、合計832平米。造成計画、盛土、整地。造成高、0.4メートル。法面処理、土羽・CB。工事期間、令和2年1月7日から令和2年5月31日まで。水利承諾書が添付されております。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方、お願いいたします。よろしゅうございますか。

(なし)

○議長：それでは、質疑もないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次の2ページをおあげください。農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第9号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局のほうから説明をお願い

いたします。

○事務局：番号1番。届出者、福岡市□□、□□株式会社代表取締役、□□。届出地、□□。地積、田1,228平米、合計1,228平米。転用目的、共同住宅。構造規模、鉄筋コンクリート造15階建。工事期間、令和2年4月1日から令和2年9月30日まで。開発許可の要否は県開発許可該当でございます。受付月日、令和2年1月31日。

番号2番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田70平米、合計70平米。転用目的、進入路。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和2年2月7日から令和2年2月14日まで。開発許可の要否は不要でございます。受付月日、令和2年2月7日。

番号3番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、田600平米、合計600平米。転用目的、駐車場。構造規模、砂利敷き。工事期間、令和2年5月1日から令和2年6月30日まで。開発許可の要否は不要でございます。受付月日、令和2年2月10日。

以上です。

○議長：事前に見ていただいていると思いますので、この3件につきまして、御意見、御質問のある方、ありましたらよろしく申し上げます。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをおあげください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告10号、議案書のとおり農地の転用届出が9件あります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：番号1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、畑19.03平米、合計19.03平米です。届出内容、転用目的、敷地拡張。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和2年3月1日から令和2年12月20日までです。開発許可の要否は、不要。受付月日は、令和2年1月27日。

番号2番。譲受人、大阪市□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、畑2,401.11平米、合計2,401.11平米です。届出内容、転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和2年3月1日から令和2年12月20日までです。開発許可の要否は、県開発許可該当でございます。受付月日は、令和2年1月27日。

番号3番。譲受人、福岡市□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田51平米、合計51平米です。届出内容、転用目的、共同住宅。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和2年4月1日から令和3年9月30日までです。

開発許可の要否は、県開発許可該当でございます。受付月日は、令和2年1月31日。

番号4番。譲受人、福岡市□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田1,677平米、合計1,677平米です。届出内容、転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和2年4月1日から令和2年9月30日までです。開発許可の要否は、県開発許可該当でございます。受付月日は、令和2年1月31日。

番号5番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□株式会社。届出地、□□。地積、畑305平米、仮換地地積197平米、合計305平米です。届出内容、転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建、工事期間は、施工済みです。開発許可の要否は、不要でございます。受付月日は、令和2年2月14日。

番号6番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、青森県むつ市□□、□□。届出地、□□。地積、田195平米、仮換地地積148平米、合計195平米です。届出内容、転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建。工事期間は、施工済みです。開発許可の要否は、不要でございます。受付月日は、令和2年2月14日。

番号7番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田11平米、合計11平米です。届出内容、転用目的、駐車場。契約内容、売買。構造規模、アスファルト舗装。工事期間は、令和2年2月20日から令和2年5月20日までです。開発許可の要否は、不要でございます。受付月日は、令和2年2月14日。

番号8番。譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田2,394平米、合計2,394平米です。届出内容、転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土・整地。工事期間は、令和2年5月1日から令和2年9月30日までです。開発許可の要否は、県開発許可該当でございます。受付月日は、令和2年2月20日。

番号9番。譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田6平米、合計6平米です。届出内容、転用目的、進入路。契約内容、売買。構造規模、アスファルト舗装。工事期間は、令和2年5月1日から令和2年9月30日までです。開発許可の要否は、県開発許可該当でございます。受付月日は、令和2年2月20日。

以上です。

○議長：全9件につきましての御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○委員：第10号の9番、一番最後に田んぼが6平米と書いてありますが、県の開発許可の該当は、やっぱり該当しますか。

○事務局：8番の……。

○委員：いや、9番。

○事務局：失礼しました。関連工事が8番にございまして、こちらが2,300平米ほどあるんです

が、これと一体とした開発となっておりますので、これも合わせた県開発になります。

○委員：はい、わかりました。

○議長：よろしいですか。

○委員：はい、了解。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

6 ページをおあげください。議案第5号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1 番について、地区担当委員の□番委員の□□委員さん、説明をお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。耕作面積は、19,531平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか3名。申請地、□□ほか5筆。田1,868平米、畑515平米、合計2,383平米。申請理由、相手方要望。契約内容は売買でございます。今、届け出ている分で、現状の状態で野菜と田んぼをつくるということで話が進んでいっています。農地改良はしないということです。

○委員：今の話につけ加えたいんですけど、譲受人に□□さんと書いてありますが、この人は、あの辺をずっと買い占めているんですよ。もともと百姓をなさってるんでしょうけど、□□、□□関係をどんどん買い占めていますもんね。どんなふうでしょうか。別に法律に違反しているわけではないから許可しないといけないんでしょうけど。

○議長：実は今言われましたように、□□のほうを2年前にお買いになっています。それも農地として買われるということで、その時点ではよその地域をお持ちでして、田んぼは十分にお持ちだったもので、そして耕作がされているということで了解をさせてもらって許可がおりております。今回、□□の分がどうなっているかを含めて事務局のほうから説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○委員：もう一つつけ加えです。今、地番とか何かは一応田んぼなんですけど、この隣にもともと家があったんですが、その家の人が出ていったので、そこも買って、それに続いた田んぼも埋め立てて現状はもう田んぼじゃなくなっています。それも何も出ないままそうしてしまっていますもんね。もう見過ごしていいんだろうかと思って、心配でならないんですよ。そのところも含めてをお願いします。

○議長：前の経過なりも含めて。

○事務局：農地が埋め立てられているという部分につきましては、先ほど簡単に説明しましたけど、1番の農地改良届出がその部分になります。農地として行うということでの届出になっております。

それから、今回の3条の分の案件ですが、筑紫野市に1万3,000平米ほどお持ちの方、そして糸島市のほうに借り入れで6,400平米ほどお持ちの方でございます。農機具等についてはトラクターほか田植え機等を所有されていて、農作業的にも40年ほどされています。申請地につきましては、水稻、野菜を作付する予定ということで申請が上がっています。

それと、先ほどの議長からの説明で、昨年ぐらいに農地を同じように□□のほうに購入されたところなんですが、そこに関しては草が伸びて荒れていたところがありましたので、昨年そこは指導させていただきまして、現状としては草刈りはされている状況でございます。

以上です。

○委員：これはどこの農事組合に入って農業しているんですか。農事組合には入っていないんですか。

○事務局：農事組合には入ってらっしゃらないですね。

○委員：じゃあ、水稻なんかをつくってどうするんですか。

○事務局：どこに出しているかも今のところ不明です。

○推進委員：実際は多分していないでしょう。

○委員：何もしていないんですか。

○委員：そうだと思いますよ。

○事務局：糸島でつくっている分は私たちが去年見に行ったときは、水稻の作付がなされていました。

○議長：それで、□□の件につきましても2年近く前になるんですが、はっきり言って耕作はされていません。荒れ放題だったのを今回草刈りをされております。だから、作物の作付がなされていないということです。

○委員：水田の管理はしているんですか。

○議長：いや、管理してなくて、今回これを出すためみたいですね。それか、持ってこられて、市のほうからいろいろ言われて刈られたのかもしれませんが。ごく最近刈られていました。

○委員：農地改良はしないという話ですけど、口約束だけじゃなくて誓約書なり念書なりを提出されてあるということはないんですか。

○事務局：農地改良の部分ですか。

○事務局：今回の分についてのそういう念書みたいなのは入っていないです。

○委員：そういうのは必要としないんですかね。

○事務局：基本は必要としないです。あくまでも水田農地としての利用ということで聞いていますので、申請時にそういうふうな改良しますとか、しませんとか、農地改良しないとか、そういう部分についてはどの方に対してでも基本とっていない状況です。

○委員：とれない状況なんですか。

○事務局：基本はとらないです。

○委員：最初、改良しませんよと言っておいて、1年、2年後に改良する場合もあり得るんですか。

○事務局：農地改良される場合もケースによってはあり得るかもしれないですね。

○委員：それで構わないんですか。

○事務局：拘束できないところがありますので。

(審議中断)

○議長：それでは、いろいろと言っていたきましたが、まず、今回のこの件につきましては継続審議といたします。次回で決するかどうかにつきましては内容次第ということで、このまま継続審議でございますので、皆さん方も篤と見ておいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。そういうことで、この件につきましては置いておきます。

それでは、次に行きます。

議案第6号、新しく配られた分ですね、非農地証明願に関する件を議題といたします。1番について、地区担当委員に説明をお願いいたします。□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：番号1。申請人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□。地積、畑377平米でございます。申請内容、当該地は、昭和62年より耕作放棄地となっているため、現況は山林となっているということです。ここは市の文化財になっているところなんですね。お墓がありまして、そこが62年から放棄地になっているということでお墓の中を行きました。□□さんと二人で見に行ったんです。そうしたら、木もかなり大きくなっており、30センチぐらいになっておりました。それで、やっぱり切っても農地にはならないなということで、山林というところで判こを押しました。場所的にはどこですかね、□□のほうに。

○議長：じゃあ、事務局のほうから補足させていただきます。お願いします。

○事務局：ありがとうございました。内容につきましては、先ほど説明があったとおりでございます。昭和62年ごろから山林の一部なんですけど、隣接地と一体となって山林となりました。20年以上経過しているということでの申請でございます。ここは山林の一部になるんですけど、ほかの隣接地は全て昭和62年の国調時代に、全てほかの隣接地は山林になっているんですけど、ここだけは残っていたということでございました。現況は山林でございます。

以上でございます。

○議長：以上、説明が終わりましたので、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。ないということでよろしいですかね。

(なし)

○議長：それでは、意見も出ませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認め、御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

じゃあ、農政議案に移りますので、よろしく申し上げます。

農政議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をよろしく申し上げます。

○農政担当：説明させていただきます。

本件につきましては、1月の定例会にて審議いただいた農地に関する件でございます。売買1件の筆数は5筆、面積は5,142.90平米となっております。最終的な担い手である□□氏と公益財団法人福岡県農業振興推進機構との売買になります。詳細な内容につきましては、お読み取りいただければと思います。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。質疑、意見のある方はよろしく申し上げます。

(なし)

○議長：ありませんね。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決することといたします。

じゃあ、次をあけてください。

農政議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：説明させていただきます。

本件につきましては、4件、計6筆、7,642平米につきまして中間管理権を設定するものでございます。公益財団法人福岡県農業振興推進機構との間で、8号とも関係するんですけれども、再配分をしていくということになっております。詳細な内容につきましては、お読み取りいただければと思います。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

じゃあ、次をお願いいたします。

農政議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。計画の内容について、農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：説明させていただきます。

対象農地につきましては、議案第7号の農地と同一でございます。記載のとおり、農事組合法人□□へ第7号で御審議いただいた農地を配分するものになります。詳細につきましては、お読み取りいただければと思います。

以上であります。

○議長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんね。お諮りいたします。本件について御異議なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。

今の定例会の議事は全て終わりました。

以上をもちまして、令和2年第3回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。